

今後の取り組み内容について

今後の減災対策の取組推進について

取組事項	実施時期
①広報誌等を活用した住民の意識向上	●令和4年度より実施（令和7年度までに充実）
②マイ・タイムライン普及の取り組み	●令和4年度より実施（令和7年度までに充実）
③まるごとまちごとハザードマップの実施	●令和4年度より関係機関の条件整い次第実施（令和7年度までに充実）
④災対法の改正を踏まえたタイムラインの見直し及び訓練の実施 →流域タイムライン・WEBホットライン	流域タイムライン → ●令和4年度に作成・提案（令和7年度までに充実） WEBホットライン → ●令和4年度より条件整い次第実施 （可能な範囲で令和7年度までに充実）
⑤住民への情報提供手段の充実	●令和4年度より条件整い次第実施（可能な範囲で令和7年度までに充実）
要配慮施設避難確保計画の訓練等支援 （広報チラシ記載）	●令和4年度より条件整い次第実施（可能な範囲で令和7年度までに充実）
水防技術支援（広報チラシ記載）	●令和4年度より条件整い次第実施（可能な範囲で令和7年度までに充実）